

文化会館等の管理運営に ついて

令和7年12月

太子町教育委員会 社会教育課 文化会館

1. はじめに

- ▶ 太子町立文化会館・歴史資料館は、施設の老朽化及びホール吊り天井の安全対策等に伴う大規模改修のため、令和7年4月より2年間の休館期間に入っている
- ▶ リニューアルオープンは令和9年7月頃の予定
- ▶ リニューアル後の運営について、効果的かつ持続可能な体制を構築するため、文化会館・図書館・歴史資料館の管理運営について検討を行う

2. これまでの議論について

平成20年2月

社会教育審議会の答申

「社会教育課所管施設の管理運営のあり方」について

- ▶ 図書館 : 町直営が適当
- ▶ 歴史資料館 : 町直営が適当
- ▶ 文化会館 : 町直営が望ましいが必ずしも直営を必要とせず

別紙

2. これまでの議論について

令和7年2月

社会教育審議会での意見聴取

「文化会館の大規模改修及び運営方針」について

- ▶ 図書館、歴史資料館については直営が望ましい
- ▶ 文化会館も含め平成20年の答申を参考にしてほしい
- ▶ 社会教育施設は予算や来館者数など数値だけでは図れない面がある

2. これまでの議論について

令和7年3月

サウンディング型市場調査

サウンディング型市場調査とは、地方公共団体が所有する施設や土地について、民間事業者から広くアイデアや意見を聞くもの。

サウンディングとは、意向を相手に伝えその反応を得る手法。

- ▶ 指定管理者制度の導入検討に関して5事業者より意見聴取
- ▶ 管理運営に関すること、自主事業に関すること、施設価値の創出について、など多くの意見やアイデアが出る。

別紙

2. これまでの議論について

事業者意見（抜粋）

- ▶ 3施設とも管理運営の受託は可能だが、歴史資料館の学芸員業務は行政対応、図書館は専門業者と組む必要がある
- ▶ 学芸員業務は専門性が高いため委託から外してほしい
- ▶ 平日の稼働率向上を図る講座実施の提案
- ▶ 施設コンセプトの見直しを行ったうえでソフト事業を充実させていく必要がある

2. これまでの議論について

令和7年4月～11月

教育委員会内及び庁内での協議を重ねる

- ▶ 図書館、歴史資料館については、高度な専門的知識や経験を要する運営が求められる。よって、この2施設についてはこれまで通り「直営」の方針を基本とする。
- ▶ 文化会館については、多目的な利用が可能で柔軟な運営が求められる。「直営」の課題等を洗い出し、「指定管理」との比較検討を行う。

3. 文化会館の運営方針の検討

文化会館の運営上の課題

▶ 魅力ある自主事業の企画運営

いわゆるプロデューサー業を事務職員が担っており、毎年的人员配置等により企画運営力にバラつきが出る。また、同じ事業を毎年繰り返す状態にもなり目新しさや魅力が乏しくなる。

▶ 舞台オペレーターの確保、技術継承

舞台オペレーターは基本的に外部委託の方針。しかし、運営側にも技術者がいないと委託業者の言いなりになってしまう可能性がある。また、直営の場合は、配置転換があるため技術継承等に不安が残る。

3. 文化会館の運営方針の検討

文化会館における直営と指定管理の比較

比較項目	直営	指定管理（民間）	町民目線のメリット
自主事業	企画運営力の不足により、集客力のある事業展開が困難	民間ネットワークを活かし、老若男女が楽しめる事業展開が可能	行ってみたいと思える事業が増え、町内で楽しめるようになる
舞台技術	専門職員が常駐していないため、安全管理や品質にバラつきがでる	専門知識を持つスタッフが常駐し、常に安全で高品質	安心安全性が向上。トラブルも減り、利用者の負担も軽減
サービスの質	柔軟なサービス提供や広報活動が難しい	ニーズに合わせた柔軟な運営、SNS等を活用した広報活動	利便性が向上。利用しやすく、親しみやすい会館となる

3. 文化会館の運営方針の検討

指定管理の主なメリット

▶ 利用者サービスの質・満足度の向上

指定管理者はイベント運営や集客ノウハウを有しており、より多様で質の高い事業を展開可能。また、予約・貸館対応の迅速化など、サービス水準の向上が期待できる。利用者満足度の向上、来館者数増加につながり、**施設の存在価値**を高めることができる。

▶ 自主事業の拡充・収入増の可能性

別紙

公演や新規イベントを展開し、チケット・貸館収入の増加が見込める。長期的に見ると、**公費負担の軽減**につながる可能性がある。

3. 文化会館の運営方針の検討

指定管理の主なメリット

▶ 地域文化の活性化・民間連携の強化

民間の柔軟な発想により、地域アーティストや団体との連携を進めることもできる。教育機関、商店、観光などと連携した地域活性化イベントも展開可能。**文化会館の地域の文化拠点としての役割を強化**できる。

▶ 人材確保とリスク分散

舞台オペレーターの確保や技術継承の課題を補うことができる。また、施設運営・安全管理の専門知識を有しており、運営リスクの軽減が期待できる。長期的に**持続可能な運営体制の構築**につなげることができる。

3. 文化会館の運営方針の検討

指定管理の主なデメリット

- ▶ 民間企業の場合、利益優先となる場合がある

あくまで町の施設という意識。丸投げではなく自主事業や運営に関する方針をしっかりと定め、共有する。

- ▶ 直営と比較して費用増となる場合がある

事業者の募集や仕様調整の段階で不要な業務は切り捨てる（コストカット）。振れ幅の大きい自主事業も内容をしっかりと精査。

行政の責任をしっかりと認識し、手綱は行政が握る！

3. 文化会館の運営方針の検討

- ▶ 指定管理者制度の導入に伴うデメリットは行政の姿勢次第
- ▶ 方針次第で文化会館の魅力を上げることができる
- ▶ 指定管理への移行は単なるコスト増ではなく

文化会館の価値向上への投資

4. 運営方針の結論

▶ 図書館・歴史資料館

これまで通り「直営」とする

▶ 文化会館

令和9年度のリニューアルオープンに合わせ

「指定管理者制度を導入」する